

日本政府に対して、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

1972年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍関係者らによる刑法犯摘発件数は、累計で6052件（沖縄県警まとめ、昨年9月末時点）発生し、そのうち、殺人や窃盗、強姦、放火などの凶悪犯罪は581件となっています。

また、墜落事故や基地周辺での騒音被害、PFOS流出などの基地被害が続く中、米軍機による民間地域での超低空飛行が相次いで確認され、県議会では抗議決議と意見書を全会一致で可決しています。

来年、復帰から50年目の節目の年を迎ますが、未だに続く米軍基地被害の根源には、国内法が適用されない日米地位協定の存在があります。

日本と同様に米軍が駐留しているドイツやイタリアでは、受け入れ国が基地の管理権を確保し、自国の国内法を米軍に適用しています。諸外国の地位協定と比べても、現状の日米地位協定は、余りに不平等と言わざるを得ません。

平成30年7月、全国知事会が、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。沖縄県のみならず、全国で発生し続ける米軍基地被害を無くす為、以下の事を求めます。

国においては、全国知事会の総意を重く受け止め、日米地位協定の抜本的な改定に取組む事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3（2021）年6月11日

沖縄県西原町議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣